

指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション） 運営規定

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人健仁会が開設する介護老人保健施設千の風・川崎（以下、「施設」という）が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という。）が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

（運営の方針）

第2条

- 1 事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。
- 2 指定訪問リハビリテーションの提供に当たって、病状が安定期にあり、診察にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者とする。
- 3 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

（名称及び所在地）

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 介護老人保健施設 千の風・川崎
- 2 所在地 神奈川県川崎市幸区小向町15番地25号

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 指定訪問リハビリテーション等の従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

職種	資格	常勤	非常勤	備考
管理者	作業療法士	1		施設と兼務
医師	医師	1	1(週1日)	施設と兼務
理学療法士	理学療法士	1		施設と兼務
作業療法士	作業療法士	1		施設と兼務
言語聴覚士	言語聴覚士	1		施設と兼務

(1) 管理者 1名

管理者は、指定訪問リハビリテーション等の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 医師 1名

医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

(3) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

理学療法士等は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス（介護予防サービス）を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から日曜日。ただし、国民の祝日及び12月31日から1月3日までを除く（但し、事業所のやむをえない都合等により提供が困難な場合は曜日を限定して提供することがある）。
- 2 営業時間 午前9時00分から午後5時00分。
- 3 営業時間の午前9時30分から午後4時30分までをサービス提供時間とする。ただし、利用者が希望し管理者が必要と認めた場合はこの限りではない。

(事業の内容)

第6条 指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、主治医の指示に基づき、要介護者（介護予防にあっては要支援者）の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション）を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、川崎市幸区の区域とする。

(利用料その他の費用の額)

第8条

- 1 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
- 2 第7条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う交通費については、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。尚、タクシー利用しか方法がない場合はその実費額を徴収する場合がある。
- 3 交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。
- 4 その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者等に説明を行い、同意を得たものに限り徴収する。

(緊急時における対応方法)

第9条 この事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。

(秘密保持等)

第10条

- 1 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守した適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、利用者に対するサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族同意を得るものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、予め文書により利用者の同意を得る

(記録の整備)

第11条 利用者に対する訪問リハビリの提供に関する記録（日々の記録、評価結果、サービス提供票、診療情報提供書等）を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(苦情処理)

第12条

- 1 提供したサービスに係る利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。
- 2 提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又は斡旋に協力するよう努める。

(緊急時および事故発生時の対応)

第13条 事業者は、利用者に対するサービスの提供時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 主治医への連絡等が困難な場合には速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

3 事業者は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

4 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(事故発生の防止策)

第14条 事故が起きないように、また起きた時に迅速に対処できるよう「事故発生の防止のための研修」を年1回開催するほか、新規採用者がある場合は、その都度、研修を実施する。

(その他運営に関する留意事項)

第13条

- 1 社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るため、研究、研修の機会を年1回設け、また業務体制を整備する。
- 2 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は重要事項説明書に基づくものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人健仁会介護老人保健施設 千の風・川崎役員会において定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

令和6年6月1日 第4条、5条記載事項の変更。